

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 25

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

## 悪質な訪問販売業者にご注意！

最近、全道的に悪質な訪問販売事業者が増加しています。



【次のような手口が見られます】

- ① 断っているのに、長時間勧誘を続けられた。
- ② 代金を支払えないと言ったところ、銀行まで連れて行かれた。
- ③ 高齢者一人に対して、複数人で勧誘され、怖くて、事業者が帰るまで誰にも連絡が取れなかった。
- ④ 何の書類かわからないものに署名するよう言われた。
- ⑤ 説明（勧誘）された商品と、実際に契約した商品が違った。

訪問販売は、「特定商取引に関する法律」により規制されています。

事業者は、訪問販売しようとする時、その勧誘に先立って、事業者名や何の商品の勧誘が目的なのか、などを明らかにしなければならない他、消費者が断っているにもかかわらず勧誘を続ける（「再勧誘の禁止」）などの迷惑行為を禁止しています。

### 注 意 点

- ① 契約は一人で決めず、周囲の人に相談してからにしましょう。
- ② いらぬものは、キッパリと断りましょう。
- ③ 安易に自宅に上げず、出来ることならドア越しに対応しましょう。

契約してしまっても、書面の交付を受けてから8日以内であればクーリング・オフ制度が適用になります。（無条件で解約できる制度です。）

もし、期限を過ぎてしまっても、勧誘方法などに問題があれば解約できる場合がありますので、諦めずに、少しでも早く、消費者センター（電話23-4133）や警察までご相談ください。



# 相談事例(稚内市消費者センター)

## 訪問販売

### 【 相 談 内 容 】

今日、自宅に他市の男性販売員が来て、高齢の母が何度も断ったにもかかわらず、強引に押し切られ、15万円の布団の契約書に名前を書かされ、印鑑も押ししてしまった。母が15万円もの大金は今持っていないと言うと、販売員に銀行まで車で連れて行くと言われ、別室に居た私に助けを求めて来た。勧誘されている事を知り「購入する気はないのでお金は払えない。布団も引取ってほしい。」と申し出たが、「署名、押印したのだから契約になっている。弁護士に言って裁判にする。来週もう一人連れてくる。」などと脅し文句を言われ、布団の他に契約書、名刺など全て引き揚げてしまった。契約になっているなら解約したいが業者名も連絡先も分からない。再度来たらどうしたら良いか。母はかなり以前に布団を購入した事がある。

### 【 対 処 】

たとえ契約成立を主張されても、今回のように書面が交付されていない場合は、改めて法定要件を満たす書面を受領した日から8日間はクーリング・オフできます。

また、販売方法に問題がある場合も解除につながる事があります。

### 【 注 意 】

商品を引き揚げているので代金を請求してくる事はないと思われるが、再度来訪されたら直ぐに通報できるように、警察に今回の状況を相談しておきましょう。

また、できるだけお母さんが一人で対応しないよう注意して頂き、今回の情報を利用して多種の勧誘が来る事も懸念されるので注意が必要です。

**困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。**

**電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)**

北海道警察 **ほくとくん防犯メール** に登録を！

北海道警察では、悪質商法の発生時や注意喚起などの情報を、リアルタイムにパソコンや携帯電話にメールで配信するサービスを行っています。登録は無料ですので、是非ご活用をお願いします。パソコン・携帯電話に下記アドレスを入力、または右のQRコードを読み取り登録してください。  
<http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

